

# 景観法の概要について

(美の里、魅力ある農山漁村づくりのために)



千葉県鴨川市の棚田

平成16年7月  
農林水産省 農村振興局 農村政策課

## 主旨

景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画を策定し、景観計画区域における良好な景観の形成のための規制や、景観整備機構に対する支援措置等を講ずるためのものであり、国土交通省・環境省・農林水産省が協力してその整備を図るものです。

農林水産省としては、農山漁村地域に特有の良好な景観の形成を図る必要があることから、景観計画区域において、景観農業振興地域整備計画による農業的土地利用の誘導、景観整備機構による農地の管理等の措置を講ずることとしています。

## 全体概要

### 景観計画区域

景観行政団体 が定める景観計画により指定し、建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。

政令指定都市・中核市は、自動的に景観行政団体になります。

その他の市町村は都道府県との協議・同意により、景観行政団体になることができます。

#### 景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり(建築行為の基準や農地の保全・利用等)を行います。

#### 景観地区(都市計画)

より積極的に景観形成を図る地区について指定します。

#### 景観重要公共施設の整備

景観上重要な公共施設(道路、河川、海岸、漁港等)を指定し、景観に配慮した整備を推進します。

#### 景観重要建築物・景観重要樹木の指定

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全します。

### 景観農業振興地域整備計画

景観と調和のとれた農地の利用の誘導を図ります。(例えば、棚田、景観作物地帯など)



景観と調和のとれた農業的土地利用を誘導(勧告)

- ・棚田の畦畔の石積みを保全
- ・景観作物の栽培
- ・集落全体の共同作業を支援 など

勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を勧告

### 市町村森林整備計画の変更

景観に配慮した森林施業の促進を図ります。(例えば里山など)



景観に配慮した森林施業の推進

- ・立木の伐採方法を特定
- ・造林樹種の指定 など

### 景観協議会

行政と住民等が協働して景観形成に関する協議を行います。

地方公共団体、農林漁業団体、住民等が参加

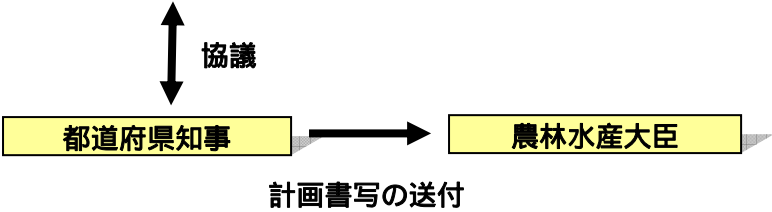
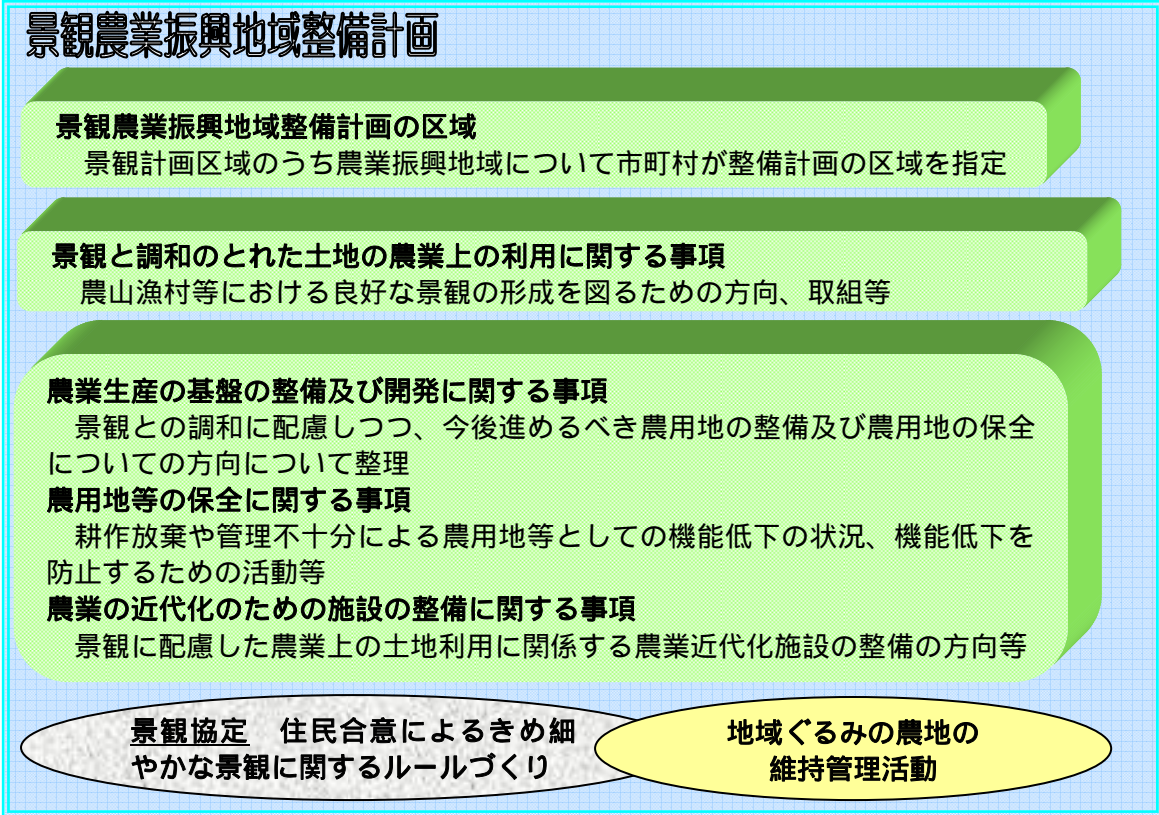
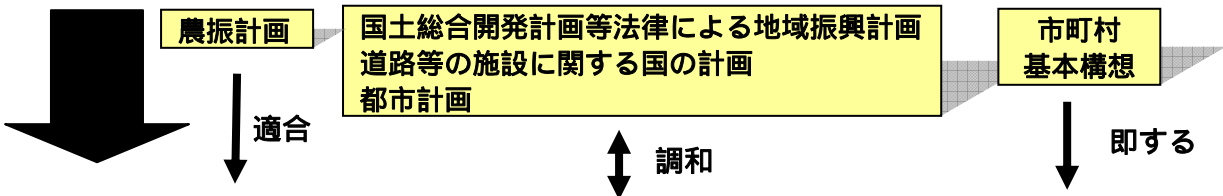
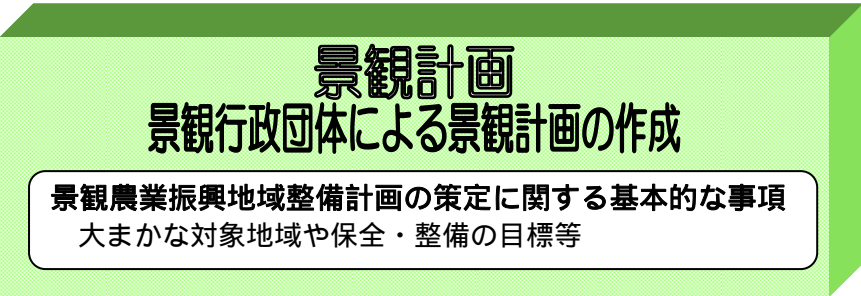
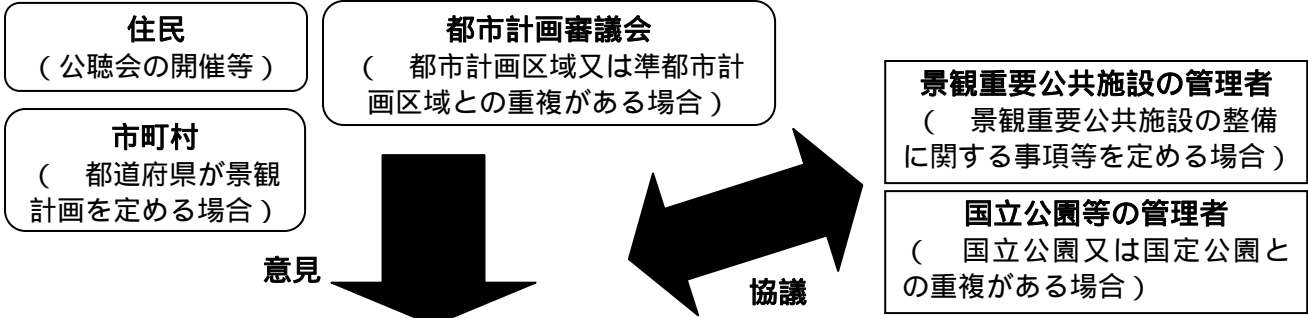
### 景観整備機構

NPOや農業公社等を指定することができます。

景観重要構造物、樹木の管理及び協議の勧告に係る農地の利用権を取得し、管理(景観農作物の育成等)



# 景観計画・景観農業振興地域整備計画作成の流れ



## 景観農業振興地域整備計画等（法第55条～第59条関係）

景観農業振興地域整備計画は、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができます。

景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項を定めます。

景観農業振興地域整備計画に従った利用がされていない場合は、市町村長は、当該計画に従った利用をすることを区域内の土地の所有者等に勧告することができます。

上記土地所有者が勧告に従わない場合は、勧告の対象となっている土地の所有権を取得しようとするものと所有権の移転等に関し協議するよう勧告することができます。

景観農業振興地域整備計画に従って利用する者で、市町村長に指定されたもの

農業委員会等は、上記の勧告の協議が整ったことにより景観整備機構<sup>1</sup>のために農地等の使用貸借による権利等を設定しようとするときは、農地法第3条第1項<sup>2</sup>の許可をすることができます。

1 景観形成のための業務を行う農業公社、NPO法人などを指定

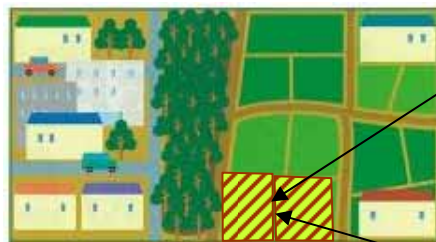
2 農地を売買あるいは賃借する場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要

都道府県知事は、景観農業振興地域整備計画の区域内の土地で、農業振興地域の整備に関する法律による開発行為の許可をしようとする場合、開発行為により、景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると考えられるときは、許可をすることはできません。

市町村は、景観計画に即して森林の公益的機能の維持増進を図ることが適当な場合、市町村森林整備計画の一部を変更することができます。

## 良好な景観保全のためのシステム

（上記 [ ] の番号）



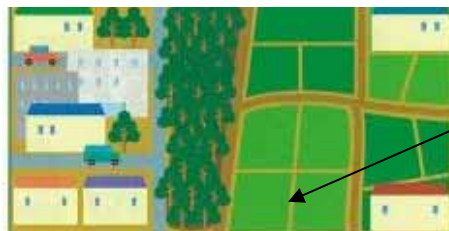
景観農振計画に従った利用が行われていない

市町村長が、景観農振計画に従った利用をすべき旨を勧告



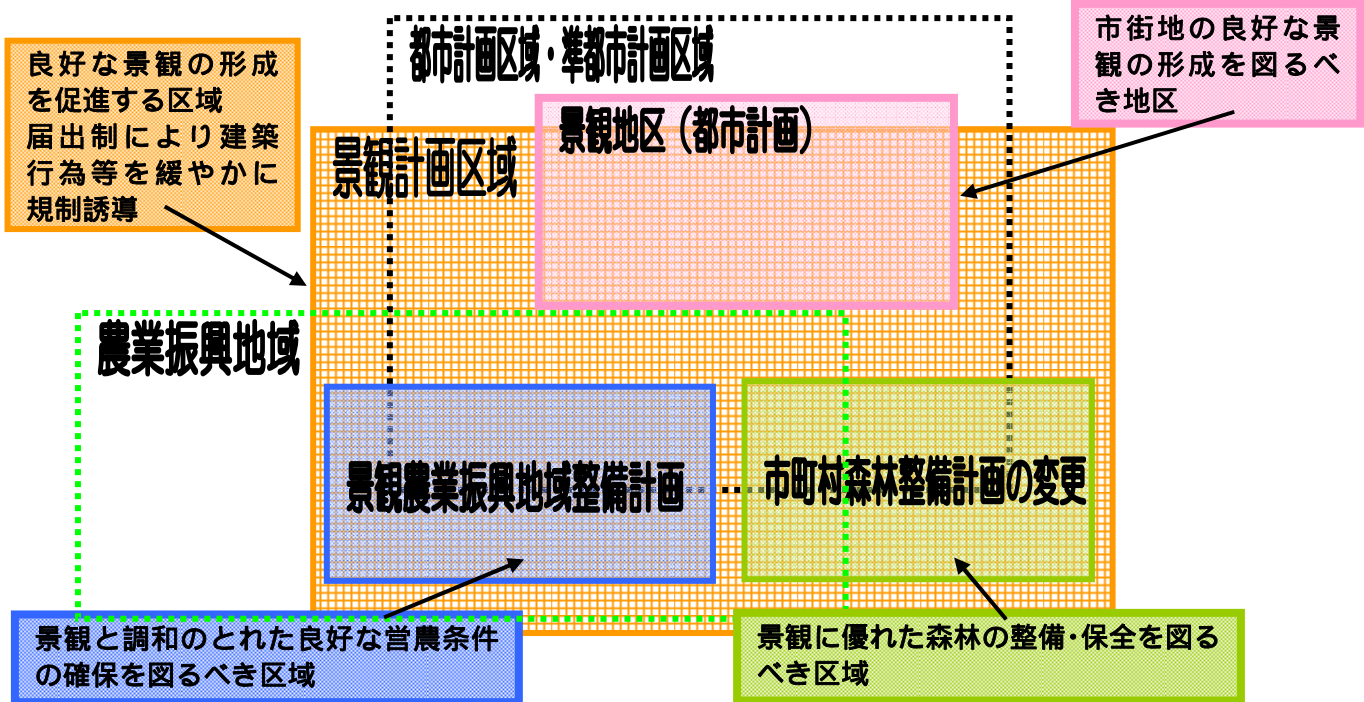
勧告に従わないときは、権利移転に関する協議を勧告

景観整備機構が利用権を取得し、管理



景観農振計画に従った良好な景観（営農環境）を保全

景観法の対象地域イメージ



## 事例1 棚田景観の保全



### 地域の現状

棚田等昔ながらの農村風景を色濃く残している地域  
関係農家、行政関係者で「景観保存会等」を設立し、保全に努めている

### 景観農振計画策定の効果

良好な農村景観である棚田保全等の目的を明確化

「棚田の保全活動を積極的に行っているグループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得

棚田や棚田を含む周辺の農地等が景観整備機構等により、適切に管理されることにより、耕作放棄が抑制され棚田を含む地域の農村景観等の保全が継続  
景観農振計画に即した農業農村整備事業の実施

(例えば棚田の形状に合わせた簡易な生産基盤の整備)

## 事例2 景観作物地帯の保全



### 地域の現状

景観作物「菜の花等」の栽培により、町おこしを図っている地域  
多くの観光客が訪れることにより、地域活性化に貢献

### 景観農振計画策定の効果

地域による景観に配慮した作物栽培等の取組を明確化

「地域の支援グループ等」を景観整備機構に指定し農地の利用権を取得

菜の花畑等が景観整備機構等により、適切に維持管理されることにより、耕作放棄の抑制を含め、美しい景観を維持

### 事例3 平地田園空間の保全



#### 地域の現状

山裾まで一面に広がる田園空間を形成

#### 景観農振計画策定の効果

農振計画とは別に、当計画を定めることにより、景観に重点置いた諸施策を展開  
例えば、農振法第15条の15に基づく開発行為の許可をする場合は、農振計画の他、当計画に従った利用を考慮

### 事例4 農山村景観の保全



#### 地域の現状

農山村景観に生活・文化が調和することにより、独自の美しい景観を形成

#### 景観農振計画策定の効果

美しい石垣水路、水車等を計画事項に盛り込むことにより、その保全を推進  
景観との調和に配慮した農業農村整備事業の実施  
(例えば石積水路、ため池の保全等)  
農業集落は、景観計画の下で、建築物等の形態意匠等を規制